

令和9・10年度一関市物品製造・役務の提供等入札参加資格審査申請取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市が行う物品製造・役務の提供等入札参加資格審査申請（以下「入札参加資格審査申請」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2 入札参加資格審査申請を行うために必要な資格は、岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き（以下「申請の手引き」という。）の参加資格要件の共通各号及び物品・役務各号のいずれにも該当するものをいう。

(申請方法)

第3 入札参加資格審査申請をしようとする者は、申請の手引きに基づき、岩手県南広域競争入札参加資格申請受付システム（以下「受付システム」という。）を用いて必要な書類を添えて申請を行うものとする。

(申請の受付期間)

第4 第3に規定する申請の受付期間は、令和8年11月2日から同年11月30日までとする。

(申請書類の提出先)

第5 申請書類の提出先は、第3で示した受付システムによるデータでの提出とする。

(物品製造・役務の提供等に係る業者の営業所要件)

第6 入札参加資格審査申請を行った者（以下「資格者」という。）のうち、一関市内に営業所等を有する者として取り扱う要件は、一関市へ法人等設立・設置届を提出し、かつ、一関市税の滞納がないこととする。

(資格者の有効期間)

第7 資格者の有効期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(登録の変更)

第8 資格者は、申請した事項に変更が生じたときは、その事由を証する書面等を添付して変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届は受付システムによる入力を行い、提出するものとする。

3 前項の変更届のうち、受付システムによる入力を行えない者は、別途指定する届出様式により総務部総務課契約係へ提出するものとする。

(資格の喪失)

第9 資格者が第2の資格を失った場合は、入札参加資格を失うものとする。資格を失っ

た後で、改めて物品製造・役務の提供等の入札に参加を希望する場合は、資格を有した後に再度入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和８年９月28日から施行する。